

# 電気事業会計

# その1

今回、いつにも増して理屈っばいです。

## 粉飾<sup>?</sup>ルール

## その前に少しでも「会計」のお話から

年間の売上が1,000万円、人件費が500万円の運送会社を想像してみましょう。



2014年に1,000万円のトラックを購入したとします。

このトラック代をそのまま今年の**費用**としてしまうと、今年の決算では

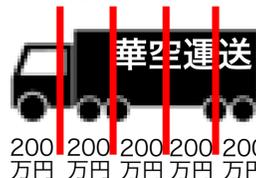
売上	1,000万円
-人件費	500万円
-トラック代	1,000万円
利益	-500万円

。。いきなり大赤字じゃん。

でもこのトラックは来年も再来年もこの会社の為に働いてくれる訳ですから、実際の会計ではこのトラックを**資産**として計上し、何年かに分けて少しずつ**費用**にしていきます。



資産：お金と同じと思っちゃいましょう  
つまりお金がトラックに変わっただけ  
と考えます。



例えば5年に分けるとすると今年の決算はこうなります。

売上	1,000万円
-人件費	500万円
-トラック費用	200万円
利益	300万円

おお、黒字になりました。

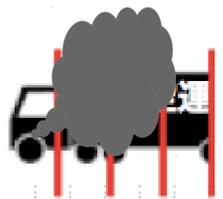


←同時にトラック(資産)は5分の4(=800万円分)になります。

さて、**問題**は翌年**2015年**にこのトラックが壊れて使い物にならなくなったときです。もうこのトラックが会社の為に働いてくれることはありません。そうなるとこのトラックはもはや**資産**ではありません。ですから会計上はトラックの残りの価値800万円を全額損失としなくてはなりません。よって翌年**2015年**の決算は。。

売上	1,000万円
-人件費	500万円
-トラック損失	800万円
利益	-300万円

大赤字！



この大赤字を避ける為に、壊れたトラックを壊れていないと言いはり、**資産**として持ち続けていることにすることは犯罪であり、

そんな決算を **粉飾決算** といいます。

っと、ざっくりこんな感じのイメージを持ってもらった上で、次のページを見るとそのおかしさが分かる。。はず。

<参考資料>

※上の話は「減価償却」、「減損」といった言葉で会計の本を調べると正しい説明を読むことができます。

以下の資料は全て経産省HP「電気事業会計規則等の一部を改正する省令を施行しました」より

<http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131001002/20131001002.html>

- ①「電気事業会計規則等の一部を改正する省令を施行しました」
- ②「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策」

今回の話を知ったきっかけでもあり、説明も分かりやすいのが  
ビデオニュース・ドットコム 2013年10月5日「電気事業会計の改正は粉飾以外の何物でもない」

<http://www.videonews.com/commentary/20131005-01/>

2013年10月1日

# 電気事業会計規則等の一部を改正する経産省令

(参考資料①)

長期にわたる原子炉の廃止措置が着実に行われることが原子力発電所で電気の供給を行うための大前提であり、

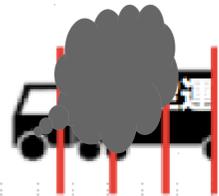
「事故での廃炉も含む」ということです

**廃炉となる原因如何に関わらず「発電と廃炉は一体の事業である」**との考え方に立ち、以下のとおり改正を行うこととしました。

(1) 電気事業会計規則

・廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備について運転終了後も原子力発電設備に含まれる旨を電気事業会計規則で明確に規定する。(結果として減価償却を継続することとなる。)

つまり、先ほどの運送会社のトラックの例に当てはめると。。



トラックが壊れても、それは**資産**のまま、というルールに変えるということです。つまり**2015年**の決算では、あたかもトラックは壊れていないかのように扱って、

売上	1,000万円
-人件費	500万円
-トラック費用	200万円
利益	300万円

大赤字にならない！！



←同時に (壊れた) トラックは残り5分の3になる

繰り返しますが、これを普通の会社がやると**粉飾決算**です。

しかし、トラックでなく**原発ならば、こうすることがルール**になりました。

なんでこんなことが許されるのか？経産省の資料によると

(参考資料②)

廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備については、

(a) 原子力を利用して電気の供給を行うに当たっては、運転終了後も長期にわたる廃止措置が着実に行われることが大前提であり、原子力発電の特殊性として、廃止措置を完遂するまでが電気事業の一環であること

(b) 廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備については、廃止措置期間中の安全機能を維持することも念頭に追加や更新のための設備投資が行われており、引き続き使用している実態があること

を踏まえれば、運転終了後もその減価償却費を料金原価に含め得ることとする。

???

電気は作ってないけれど、片付ける作業も電気事業なんだからその間は資産と考えていいよ、という意味なのでしょうか？

たまに出てくる「減価償却費」。これは我々の電気代に乗ってくるわけですが、その話は次回。

感想を少しだけ。。

この改正前、規制基準への不適合や事故などで当初想定よりも短い期間で原発を廃炉にした時は、電力会社に巨額の損失が発生してしまう恐れがありました(前のページで見た通り)。

しかし今回、粉飾することをルールにして、この損失が発生しないようにしてしまいました。

ここまでしてやらないと電力会社は原発を維持していくことができないんだ、と経産省が認めたようなもんですが、すでにこのルールになって1年経過しています。

「会計」は知っている人とそうでない人がはっきり分かれてしまいます。

原発がダメな本質的な理由とはほとんど関係ありませんが、電気代が高い・安いという議論があるのも事実(むしろ一番大きく扱われてる?)。

そして電気代を考えると「会計」の話は避けて通れません。

なので会計の説明を加えつつ、初のシリーズものにしました。

次回は電気代につながる減価償却の話の予定です。